

FP Topics = 老齢年金の受給手続きなど = 2021年10月号

2021年も10月が終わろうとしています。朝晩は冷えますが、日中はまだまだ日差しがありますね。秋らしい気候が感じられずにいますが、いきなり冬がやってくるようでは、日本の美しい四季が失われてしまうようで怖い気がします。

Fp Topicsでは、年金シリーズを継続しています。今月は『年金の受給手続き等』について簡単に解説してみます。年金受給時の手続きや、年金から差し引かれる項目など、また老齢年金の受給に確定申告は必要なのか？という疑問は多いとおもわれます。簡潔に解説してみたいと思います。

★老齢年金の受給手続き★

= 老齢年金の受給は請求が必要です =

老齢年金を受給する権利がある場合、原則65歳から受取ることができます。ただし、請求をする必要があります。これはすべての年金に共通しており、65歳になる3か月前に日本年金機構から年金請求書が送付されます。

= 必要書類 =

- 年金請求書
- 年金手帳
- 振込先の金融機関情報
- 戸籍謄本（抄本）

※基礎年金番号の代わりに、マイナンバーを利用することで、省略できる書類があるようです。請求時、年金事務所等に確認してください。

年金請求後、約1ヶ月で『年金証書』と『年金決定通知書』等が届きます。年金証書は年金の受給者が亡くなった後の手続きにも必要になるようです。

老齢年金は、年に6回（偶数月）指定した金融機関口座へ2か月分が振り込まれます。

★年金から差し引かれる項目★

年金を受給し始める場合、その年金から社会保険料や所得税などを差し引かれて受給することになります。ただし、遺族年金と障害年金には所得税は課税されません。

| 〔社会保険料〕 | 条 件 |
|-----------------|--|
| 介護保険料 | 65歳以上で、年金額が年間18万円以上。 |
| 国民健康保険料 | 65歳～74歳で、年金額が年間18万円以上。介護保険料が天引きされている。 |
| 後期高齢者医療保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上で、年金額が年間18万円以上。介護保険料が天引きされている。 ・65歳～74歳で、一定程度の障害状態。 |
| 〔税金〕 | 条 件 |
| 所得税 +復興特別所得税 | 年金額（遺族年金と障害年金を除く）が年間158万円（65歳未満は108万円）を超える人。 |
| 住民税 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、年金額（遺族年金と障害年金を除く）が年間18万円以上。 ・特別徴収住民税の対象になっている人。 |

差し引かれる所得税の計算では、老齢年金は『公的年金等』というカテゴリーに分類されます。この公的年金等には企業年金・国民年金基金・確定拠出年金なども含まれます。これらの年金等を合わせて受給されている場合は、すべてを合計した額が『公的年金等』の年金収入額となり、その合計額が所得税の算出基礎となります。

その他、生命保険会社等の個人年金保険などは、公的年金等には該当しません。他の所得（雑所得）として別計算されます。



★公的年金の確定申告★

老齢年金の受給にも、所得税は課税されます。年間の受給額が158万円（65歳未満は108万円）を超える人は、源泉所得税が差し引かれた金額を受給することになります。

年金額が課税の対象となる人には、毎年『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』が送付されます。この申告書に必要事項を記載して提出する必要があります。この申告書に基づいて源泉所得税額が計算されるためです。

基本的には上記の流れで税額は計算され、源泉所得税として徴収され納税は完了しています。下記表に該当する方は確定申告不要です。

□ 公的年金等の合計額が400万円以下

□ 公的年金等以外の所得金額が20万円以下

年金以外に一定の収入がある場合や、2か所以上から年金を受け取っている人などは、所得税の計算上納税額の過不足を再計算する必要が生じ、確定申告をする必要があります。

確定申告では、1年間のすべての所得を計算し、年税額を再計算します。その際、下記所得控除が適用されますので、各種書類をそろえる必要があります。

=適用されるおもな所得控除=

■ 社会保険料控除

■ 生命保険料控除

■ 地震保険料控除

■ 医療費控除

■ 雑損控除

■ 寄付金控除

■ 住宅借入金等特別控除

上記主な所得控除を上げてみましたが、医療費控除・雑損控除・寄付金控除は確定申告で所等控除する必要があります。しっかり書類を揃えて控除を受けることで、所得税を軽減することができます。

確定申告をすることによって、払い過ぎている税金を取り戻す（還付）ことができます。しかし、複数の年金を受給するケースで、個々の年金では税額は算出されていない場合でも、すべての年金額を合算して再計算した場合、税率区分が上がってしまうことによって、納税額が算出されるレアなケースもあるようです。

～今月の山便り～

吉野金峯山寺を出発し歩き出したのですが、一週間のライフラインを担っているためか、足取りはゆっくりです。途中、吉野水分（みくまり）神社にも立ち寄り、珍しい建築様式に見入ってしまいました。かなり時代がついており、奈良の山奥の幽玄さを感じました。この社の霊験によって誕生した豊臣秀頼が1604年に再建したそうです。桃山時代の美しい建築様式を今に伝えています。

思わず時間を費やしてしまい先を急ぎますが、歩き出しはまだ重荷に体が慣れておらず、なかなか前に進みません。元気なうちにできるだけ距離を稼ぎたかったのですが、天候も怪しくなっており時間的には少し早かったのですが、二蔵小屋（避難小屋）に泊まることにしました。

小屋に入ると誰もおらず、ラッキー1人だ！と思いきや。しばらくするとぞろぞろと5～6人入ってき、挨拶もそこそこにワイワイ楽しそうに皆話し始めました。聞くとネットで知り合った山好きのコミュニティで、その日はオフ会だそうです。

夕食の支度を始めていると、せっかくだから一緒にどうですか？とそのグループさんからのお誘いがあり一度は断ったのですが、奥駈道を和歌山まで歩くと話すと、興味があったのか是非々と焚火宴会に突入しました・・・

焚火を囲んでワイワイ山の話をし、時間が経つのをすっかり忘れてしまったのは悪い癖です。宴会もたけなわ、お酒もまわってきた頃に雨が降り出しました。宴会はお開きになり、三々五々小屋に引き上げましたが、天候（行く末）は暗雲が垂れ込みます。翌朝、出発時はかなりの雨量、もう挫けそうです。

